

松浦市のがんばる中小企業を応援します！

○申込・問合せ先 商工観光課商工振興係 ☎内線 212

◆松浦市では、新創業や新事業の促進を行う中小企業者を応援します！

事業区分・内容	補助率など
《新商品・新技術開発》 ・調査、指導受講 ・研究開発 ・品評会などの開催	対象経費の2分の1以内（10万円まで）
《販路拡大》 ・地場産品の販路拡大	対象経費の2分の1以内（10万円まで） （物産展参加は1事業者4万円まで）
《イベント等開催支援》 ・交流人口増加を図るイベントの開催	対象経費の5分の1以内（50万円まで）
《人材育成支援》 ・中小企業者3者以上で講師を招いて行う研修 ・従業員派遣研修	対象経費の2分の1以内（10万円まで）
《特定創業奨励》 ・特定創業を受け新創業後2年経過したとき	1事業者10万円
《地域課題解決型支援》 ・買い物弱者支援に資する事業	対象経費の2分の1以内（10万円まで）

※補助金には計画の審査があります。詳しくは上記へお問い合わせください。



◆中小企業者への融資制度が新しくなりました！

松浦市中小企業振興資金	融資利率・年1.8% 融資限度額500万円以内 融資期間・設備資金10年・運転資金7年以内
長崎県創業バックアップ資金保証料補給制度	長崎県創業バックアップ資金が保証料0円で利用可能

◆「創業アカデミー」を6月からスタートします！

	日時	場所	内容	講師
創業講演会	6月18日（木） 午後7時～	市役所市民ホール	創業の夢を叶えた方との交流会	前田 慎一郎
第1回	6月25日（木） 午後7時～	松浦商工会議所	個別相談・創業のための知識	前田 慎一郎
第2回	7月2日（木） 午後7時～	松浦商工会議所	個別相談・創業モデルと事例	前田 慎一郎
第3回	7月9日（木） 午後7時～	松浦商工会議所	個別相談・創業計画の立て方	前田 慎一郎
第4回	7月16日（木） 午後7時～	松浦商工会議所	個別相談・創業への第一歩	前田 慎一郎
交流会	7月23日（木） 午後7時～	松浦商工会議所	個別相談・創業アカデミー交流会	前田 慎一郎

私たちが創業を応援します！

「いつかは自分の出来ることで地域のために…」など、創業の夢をお持ちの人は、ぜひ下記創業窓口へご相談ください。

松浦市商工観光課	0956-72-1111	親和銀行松浦支店	0956-72-0131
松浦商工会議所	0956-72-2151	十八銀行松浦支店	0956-72-4118
松浦市福鷹商工会	0955-47-2152（福島） 0955-48-2117（鷹島）	佐賀銀行伊万里支店	0955-23-3111



建築物に対する支援事業を実施しています

○問合せ先 都市計画課建築係 ☎内線 207、265

市では建築物に対する支援事業を次の通り実施しています。

上記問合せ先で申請受付をしておりますので、詳細については上記までご確認ください。

◆松浦市民間建築物耐震支援事業

【補助対象となる建築物】

本市の区域内に存する民間特定建築物で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物。

【事前申請期限】

10月30日(金)

※ただし、平成28年2月29日までに耐震診断が完了するものに限りです。

※本申請については、国の交付決定があってから申請していただきます。

【補助対象者】

(ア)耐震診断を実施しようとする上記の民間特定建築物の所有者、管理者などである者。

(イ)市税を滞納していない者。

【補助の内容】

耐震診断に要した費用の3分の2(千円未満切捨て、上限160万円)

◆松浦市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業

【補助対象】

本市の区域内に存する多数の人が利用する民間建築物で、多数の人が共同で利用する部分についてのアスベストの分析調査。

【補助の条件】

(ア)申請者が、本市の区域内に存する多数の人が利用する民間建築物の所有者、管理者などであること。

(イ)申請者が市税を滞納していないこと。

【補助の内容】

分析調査費用の10分の10(千円未満切捨て、上限25万円)

【事前申請期限】

10月30日(金)

※ただし、平成28年2月29日までに、分析調査が完了するものに限りです。

※本申請については、国の交付決定があってから申請していただきます。

◆松浦市安全・安心住まいづくり支援事業

①耐震診断

【助成の条件】

松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則に定めるもの。その主なものは次の通りです。

(ア)戸建て木造住宅(所有者が居住するものに限る)であること。

(イ)昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた住宅(旧基準木造住宅)、またはそれに準ずる住宅であること。

(ウ)所有者が、市税を滞納していないこと。

【助成の内容】

耐震診断費46,200円のうち30,800円を助成します。

②耐震改修計画作成

【補助対象となる住宅】

①の耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅。

【補助の内容】

耐震改修計画作成費用の3分の2(上限7万円)

※①および②を同時に申請していただきます。

【事前申請期限】

12月25日(金)

※②については、平成28年2月29日までに、改修計画が完了するものに限りです。

※本申請については、国の交付決定があってから申請していただきます。

③耐震改修工事

【補助対象となる住宅】

旧基準木造住宅などのうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅(耐震改修計画を作成する必要があります)。

【補助の内容】

耐震改修工事費の4分の3の額(上限90万円)

◆松浦市老朽危険家屋除却支援事業

【補助対象となる建築物】

松浦市内に存し、現に使用されていない木造または鉄骨造の建築物で過半が居住の用に供されていたものであり、かつ、構造の腐朽または破損の程度における合計評点が100点以上であると測定されたもの。

【補助対象者】

市税の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当するもの

(ア)補助対象建築物の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書)に所有者として登録されている者。

(イ)前号に規定する者の相続人。

(ウ)前2号に規定する者から補助対象建築物の除却についての同意を受けた者。

【補助の内容】

補助対象工事費の10分の8以内かつ100万円を上限とします。

【補助の対象とならない工事】

・補助金の交付決定前に着手した工事

・建築物の一部を除却する工事

・建築物の建て替えまたは除却跡地の転売を目的とした工事

※平成28年2月29日までに解体工事が完了するものに限りです。

※申請にあたり、事前協議が必要です。支援を希望される人は都市計画課に申請してください。